

【ワンストップ特例を申請する皆様へ】

この度は下市町ふるさと寄附金にご協力賜りましてありがとうございます。
今後とも下市町へのご支援賜りますよう、よろしくお願い致します。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用していただくためには、ワンストップ特例申請書を下市町役場に提出していただく必要がございますので、申請書と必要添付書類（裏面参照）を寄附した翌年の1月10日（消印有効）までに郵送（簡易書留又は特定記録）にてご提出をお願い致します。

注意事項

確定申告をする方や、6団体以上にワンストップ特例を申請する方は特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の申告などのために確定申告をした、又は住民税の申告をした場合。
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した場合。
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更届を提出していない場合。

※ワンストップ特例を申請した後で、現市町村から転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに下市町役場に届け出れば特例が適用されます。（変更届は同封しておりますので、該当になる場合は下市町役場までご提出ください。）

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



【マイナンバー（個人番号）提出における本人確認書類について】

マイナンバー（個人番号）を提出していただく際には、成りすまし防止等を避けるため、本人確認を行う必要がございます。本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と、②手続きを行っている者が正しい持ち主であることの確認（身元確認）が出来る書類を提出してください。個人番号カード、又は通知カードを持っている場合、そのどちらも持っていない場合でご参照ください。

個人番号カードを持っている方

- ①個人番号カードの裏のコピー
- ②個人番号カードの表のコピー

通知カードを持っている方

- ①通知カードのコピー
- ②身分証のコピー

（運転免許証、運転経歴証明証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等）※写真付き本人確認書類

個人番号カード、通知カードのどちらもない方

- ①個人番号が記載された住民票のコピー
- ②身分証のコピー

（運転免許証、運転経歴証明証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等）※写真付き本人確認書類

備考

写真付き本人確認書類をお持ちでない場合は、身元確認書類として下記の中から2つのコピーを提出してください。

- ・健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、介護保険被保険者証

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。



奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地
下市町役場 ふるさと寄附金係
☎ 0747-52-0001 ・ FAX 0747-52-0007
Mail furusato@town.shimoichi.nara.jp
URL <http://www.town.shimoichi.lg.jp/>